

条例の改正に伴う旧・新対照表

○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第1条関係)	1
○ 舞鶴市職員の給与に関する条例(第2条関係)	2
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第3条関係)	3
○ 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第4条関係)	4
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(第5条関係)	5
○ 舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(第6条関係)	7
○ 舞鶴市消防団条例	9
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第1条関係)	11
○ 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第2条関係)	12
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第3条関係)	13
○ 舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第4条関係)	14
○ 舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例	15
○ 舞鶴市国民健康保険条例	16
○ 分担金等に係る規制等に関する条例	18

○ 舞鶴市介護保険条例	19
○ 舞鶴市後期高齢者医療に関する条例	21
○ 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例	23
○ 舞鶴市公民館条例	25
○ 環境整備施設の設置及び管理に関する条例	28
○ 舞鶴市印鑑条例	29

廃止する条例

○ 舞鶴市老人福祉センター条例	31
---------------------------------------	----

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧	新
<p>(期末手当) 第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>(期末手当) 第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
<p>(期末手当) 第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p>	<p>(期末手当) 第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表(第3条関係)

旧	新
<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表(第4条関係)

旧	新
<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(給与条例の規定の読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表(第5条関係)

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第30条第4項中「職員が受けるべき給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは、「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(月額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(月額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び</p>

旧	新
	第 6 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例旧新対照表(第6条関係)

旧	新
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。<u>この場合において、給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第30条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第29条 給与条例第30条から第30条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、<u>給与条例第30条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額(日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。))の1月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2及び3 (略)</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び</p>

旧	新
	第 6 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

舞鶴市消防団条例旧新対照表

旧			新																																												
<p>(報酬及び手当)</p> <p>第 12 条 団員には、別表第 2 に定める報酬及び別表第 3 に定める手当を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第 3(第 12 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機械整備手当</td> <td>消防ポンプ自動車</td> <td>1 台につき 年額 18,000 円</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬送車(小型動力ポンプ用)</td> <td>1 台につき 年額 7,200 円</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>1 台につき 年額 10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出動手当</td> <td>火災出動</td> <td>5 時間未満の出動 1 回につき 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>水防出動</td> <td>5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>警戒出動</td> <td>1 回につき 2,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	種別	支給金額	機械整備手当	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円	小型動力ポンプ付積載車		搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円	小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円	出動手当	火災出動	5 時間未満の出動 1 回につき 2,000 円	水防出動	5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円	警戒出動	1 回につき 2,000 円			<p>(休団)</p> <p><u>第 4 条の 3 長期間消防団活動に従事することができない団員は、消防団活動の休止(以下「休団」という。)をすることができる。この場合において、休団をすることができる期間は、休団 1 回につき、3 年を超えない範囲内とする。</u></p> <p><u>2 団員が休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、休団中の団員が復帰をしようとする場合について準用する。</u></p> <p><u>4 休団中の団員が復帰をしたときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。</u></p> <p>(報酬及び手当)</p> <p>第 12 条 団員には、別表第 2 に定める報酬及び別表第 3 に定める手当を支給する。<u>ただし、休団中の団員には、報酬を支給しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第 3(第 12 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>支給金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">機械整備手当</td> <td>消防ポンプ自動車</td> <td>1 台につき 年額 18,000 円</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ付積載車</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬送車(小型動力ポンプ用)</td> <td>1 台につき 年額 7,200 円</td> </tr> <tr> <td>小型動力ポンプ</td> <td>1 台につき 年額 10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">出動手当</td> <td>火災出動</td> <td>5 時間未満の出動 1 回につき 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>水防出動</td> <td>5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>救助出動</td> <td>5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円</td> </tr> <tr> <td>警戒出動</td> <td>1 回につき 2,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	種別	支給金額	機械整備手当	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円	小型動力ポンプ付積載車		搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円	小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円	出動手当	火災出動	5 時間未満の出動 1 回につき 2,000 円	水防出動	5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円	救助出動	5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円	警戒出動	1 回につき 2,000 円
区分	種別	支給金額																																													
機械整備手当	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円																																													
	小型動力ポンプ付積載車																																														
	搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円																																													
	小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円																																													
出動手当	火災出動	5 時間未満の出動 1 回につき 2,000 円																																													
	水防出動	5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円																																													
	警戒出動	1 回につき 2,000 円																																													
区分	種別	支給金額																																													
機械整備手当	消防ポンプ自動車	1 台につき 年額 18,000 円																																													
	小型動力ポンプ付積載車																																														
	搬送車(小型動力ポンプ用)	1 台につき 年額 7,200 円																																													
	小型動力ポンプ	1 台につき 年額 10,800 円																																													
出動手当	火災出動	5 時間未満の出動 1 回につき 2,000 円																																													
	水防出動	5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円																																													
	救助出動	5 時間以上の出動 1 回につき 5,000 円																																													
	警戒出動	1 回につき 2,000 円																																													

旧		新	
警備出動	1回につき 1,000円	警備出動	1回につき 1,000円
訓練出動		訓練出動	
		改正附則 この条例は、公布の日から施行する。	

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第3条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第4条関係)

旧	新
<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p>	<p>(給料以外の給与)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。</p> <p>改正附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>

舞鶴市職員の特殊勤務手当に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(防疫等作業手当) 第6条 (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した<u>件数1件につき500円とする。</u> 附則 1及び2 (略)</p>	<p>(防疫等作業手当) 第6条 (略) 2 前項の手当の額は、業務に従事した<u>日1日につき500円とする。</u> 附則 1及び2 (略) <u>(新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例)</u> 3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第6条の規定は適用しない。</u> 4 <u>前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)とする。</u> 改正附則 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第3項及び第4項の規定は、令和2年4月1日から適用する。</p>

舞鶴市国民健康保険条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 10 まで (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>11 当分の間、第 21 条の 3 第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>12 から 20 まで (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 10 まで (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>11 当分の間、第 21 条の 3 第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>12 から 20 まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市国民健康保険条例附則第 11 項の規定、第 2 条の規定による改正後の分担金等に係る規制等に関する条例附則第 4 項の規定、第 3 条の規定による改正後の舞鶴市介護保険条例附則第 9 項の規定及び第 4 条の規定による改正後の舞鶴市後期高齢者医療に関する条例附則第 4 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応</p>

旧	新
	する延滞金については、なお従前の例による。

分担金等に係る規制等に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第 3 条第 3 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第 3 条第 3 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市国民健康保険条例附則第 11 項の規定、第 2 条の規定による改正後の分担金等に係る規制等に関する条例附則第 4 項の規定、第 3 条の規定による改正後の舞鶴市介護保険条例附則第 9 項の規定及び第 4 条の規定による改正後の舞鶴市後期高齢者医療に関する条例附則第 4 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。</p>

舞鶴市介護保険条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 8 まで (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>9 当分の間、第 9 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>10 から 14 まで (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 8 まで (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>9 当分の間、第 9 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>10 から 14 まで (略)</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市国民健康保険条例附則第 11 項の規定、第 2 条の規定による改正後の分担金等に係る規制等に関する条例附則第 4 項の規定、第 3 条の規定による改正後の舞鶴市介護保険条例附則第 9 項の規定及び第 4 条の規定による改正後の舞鶴市後期高齢者医療に関する条例附則第 4 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応</p>

旧	新
	する延滞金については、なお従前の例による。

舞鶴市後期高齢者医療に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)</u>が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 から 3 まで (略)</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>4 当分の間、第 6 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合)とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。 (適用区分)</p> <p>2 第 1 条の規定による改正後の舞鶴市国民健康保険条例附則第 11 項の規定、第 2 条の規定による改正後の分担金等に係る規制等に関する条例附則第 4 項の規定、第 3 条の規定による改正後の舞鶴市介護保険条例附則第 9 項の規定及び第 4 条の規定による改正後の舞鶴市後期高齢者医療に関する条例附則第 4 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応</p>

旧	新
	する延滞金については、なお従前の例による。

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用及び廃止に関する条例旧新対照表

旧	新
<p>(議決を要する重要な公の施設の範囲)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせる場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 図書館</p> <p>(2) 公民館</p> <p>(3) 児童博物館</p> <p>(4) 郷土資料館</p> <p>(5) 引揚記念館</p> <p>(6) 赤れんが博物館</p> <p>(7) 男女共同参画センター</p> <p>(8) 子育て交流施設</p> <p>(9) 総合文化会館</p> <p>(10) 舞鶴東コミュニティセンター</p> <p>(11) 大丹生コミュニティセンター</p> <p>(12) 西市民プラザ</p> <p><u>(13)</u> 商工観光センター</p> <p><u>(14)</u> 東地区中心市街地複合施設</p> <p><u>(15)</u> 林業センター</p> <p><u>(16)</u> 体育館</p> <p><u>(17)</u> 屋外運動施設</p> <p><u>(18)</u> 野外活動施設</p> <p><u>(19)</u> 水泳プール</p>	<p>(議決を要する重要な公の施設の範囲)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設について、10年を超える期間にわたり独占的な利用をさせる場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 図書館</p> <p>(2) 公民館</p> <p>(3) 児童博物館</p> <p>(4) 郷土資料館</p> <p>(5) 引揚記念館</p> <p>(6) 赤れんが博物館</p> <p>(7) 男女共同参画センター</p> <p>(8) 子育て交流施設</p> <p>(9) 総合文化会館</p> <p>(10) 舞鶴東コミュニティセンター</p> <p>(11) 大丹生コミュニティセンター</p> <p>(12) 西市民プラザ</p> <p><u>(13)</u> <u>多世代交流施設</u></p> <p><u>(14)</u> 商工観光センター</p> <p><u>(15)</u> 東地区中心市街地複合施設</p> <p><u>(16)</u> 林業センター</p> <p><u>(17)</u> 体育館</p> <p><u>(18)</u> 屋外運動施設</p> <p><u>(19)</u> 野外活動施設</p> <p><u>(20)</u> 水泳プール</p>

旧	新
<p><u>(20)</u> 都市公園</p> <p><u>(21)</u> 駐車場</p> <p><u>(22)</u> 病院・診療所</p>	<p><u>(21)</u> 都市公園</p> <p><u>(22)</u> 駐車場</p> <p><u>(23)</u> 病院・診療所</p> <p>改正附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)を定める規則の公布の日から施行する。</p> <p>2 から6まで (略)</p>

舞鶴市公民館条例旧新対照表

旧					新						
(設置) 第2条 (略) 2 前項に規定する公民館に、必要に応じ分館を置くことができる。 別表第1(第2条関係)					(設置) 第2条 (略) (削除) 別表第1(第2条関係)						
名称		位置			名称		位置				
舞鶴市東公民館		舞鶴市字浜 1546 番地の3			舞鶴市西公民館		舞鶴市字南田辺 1 番地				
舞鶴市西公民館		舞鶴市字南田辺 1 番地			舞鶴市中公民館		舞鶴市字余部下 1167 番地				
舞鶴市中公民館		舞鶴市字余部下 1167 番地			舞鶴市南公民館		舞鶴市字森 1005 番地の3				
舞鶴市南公民館		舞鶴市字森 1005 番地の3			舞鶴市加佐公民館		舞鶴市字志高 1005 番地				
舞鶴市加佐公民館		舞鶴市字志高 1005 番地			舞鶴市大浦会館		舞鶴市字中田 459 番地				
舞鶴市大浦会館		舞鶴市字中田 459 番地			舞鶴市城南会館		舞鶴市字女布 406 番地の3				
舞鶴市城南会館		舞鶴市字女布 406 番地の3									
別表第2(第9条関係) 公民館使用料表 1 基本額は、次のとおりとする。					別表第2(第9条関係) 公民館使用料表 1 基本額は、次のとおりとする。						
公民館名	施設区分	利用時間区分				公民館名	施設区分	利用時間区分			
		午前 (午前9時 から正午 まで)	午後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜間 (午後6時 から午後 10時まで)	全日 (午前9時 から午後 10時まで)			午前 (午前9時 から正午 まで)	午後 (午後1時 から午後 5時まで)	夜間 (午後6時 から午後 10時まで)	全日 (午前9時 から午後 10時まで)
舞鶴市東公民館		円	円	円	円	舞鶴市西公民館		円	円	円	円
	ホール	4,600	6,000	6,900	17,500		ホール	2,800	3,750	3,750	10,300
	講義室	2,100	2,700	3,100	7,800		201 会議 室	2,700	3,600	3,600	9,900
	会議室	1,500	2,000	2,300	5,800		202 会議 室	950	1,300	1,300	3,550
	和室	1,400	1,800	2,100	5,300						
	料理教室	1,700	2,300	2,700	6,700						

旧						新						
舞鶴市西公民館	ホール	2,800	3,750	3,750	10,300	舞鶴市城南会館	203 会議室	750	1,000	1,000	2,750	
	201 会議室	2,700	3,600	3,600	9,900		301 会議室	950	1,300	1,300	3,550	
	202 会議室	950	1,300	1,300	3,550		302 会議室	1,400	1,900	1,900	5,200	
	203 会議室	750	1,000	1,000	2,750		411 会議室	3,850	5,150	5,150	14,150	
	301 会議室	950	1,300	1,300	3,550		204 和室	1,400	1,900	1,900	5,200	
	302 会議室	1,400	1,900	1,900	5,200		303 和室	1,700	2,300	2,300	6,300	
	411 会議室	3,850	5,150	5,150	14,150		412 和室	1,050	1,450	1,450	3,950	
	204 和室	1,400	1,900	1,900	5,200		料理室	1,950	2,600	2,600	7,150	
	303 和室	1,700	2,300	2,300	6,300		舞鶴市城南会館	ホール	2,650	3,550	3,550	9,750
	412 和室	1,050	1,450	1,450	3,950		会議室	1,600	2,150	2,150	5,900	
	料理室	1,950	2,600	2,600	7,150		和室	1,150	1,550	1,550	4,250	
	舞鶴市城南会館	ホール	2,650	3,550	3,550		9,750	工房	1,400	1,900	1,900	5,200
		会議室	1,600	2,150	2,150		5,900	料理室	2,250	3,050	3,050	8,350
		和室	1,150	1,550	1,550		4,250					
	工房	1,400	1,900	1,900	5,200							
	料理室	2,250	3,050	3,050	8,350							
備考 (略)						備考 (略)						
2 から 4 まで (略)						2 から 4 まで (略)						
5 利用者が市外居住者である場合の使用料は、利用時間区分を単位とする利用にあっては、第 1 項の基本額又は第 3 項若しくは前項の規定により算出した額に第 1 項の基本額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあっては、第 2 項						5 利用者が市外居住者である場合の使用料は、利用時間区分を単位とする利用にあっては、第 1 項の基本額又は第 3 項若しくは前項の規定により算出した額に第 1 項の基本額の 5 割相当額をそれぞれ加算した額とし、1 時間を単位とする利用にあっては、第 2 項						

旧	新
<p>の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に、<u>第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額</u>とする。</p> <p>6から9まで (略)</p>	<p>の規定により算出した額又は前項の規定により算出した額に<u>第2項の規定により算出した額の5割相当額をそれぞれ加算した額</u>とする。</p> <p>6から9まで (略)</p> <p>改正附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)を定める規則の公布の日から施行する。</p> <p>2から6まで (略)</p>

環境整備施設の設置及び管理に関する条例旧新対照表

旧		新	
(施設の設置) 第3条 前条に定める施設のうち、次のものを設ける。		(施設の設置) 第3条 前条に定める施設のうち、次のものを設ける。	
名称	位置	名称	位置
舞鶴市東公民館大波上集会所(以下「大波上集会所」という。)	舞鶴市字大波上	大波上集会所	舞鶴市字大波上
加佐運動場	舞鶴市字岡田由里	加佐運動場	舞鶴市字岡田由里
		改正附則 (施行期日) 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)を定める規則の公布の日から施行する。 2 から6まで (略)	

舞鶴市印鑑条例旧新対照表

旧	新
<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明の申請)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 22 条第 7 項の規定により同条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)を利用して、<u>利用者操作用端末機(市の窓口を設置する端末機であって、証明書等の交付を申請する機能を有するものをいう。以下同じ。)</u>又は多機能端末機(市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑の登録の証明を申請することができる。</p>
<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、速やかに登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前条第 3 項の規定による申請があったときは、多機能端末機において印鑑登録証明書を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</p>	<p>(印鑑登録証明)</p> <p>第 14 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請又は同条第 3 項の規定による申請(利用者操作用端末機によるものに限る。)があったときは、速やかに登録者に係る印鑑原票に登録されている印影の写し(印鑑原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。)について証明した証明書(以下「印鑑登録証明書」という。)を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</p> <p>2 市長は、前条第 3 項の規定による申請(<u>多機能端末機によるものに限る。</u>)があったときは多機能端末機において印鑑登録証明書を交付することにより印鑑の登録の証明を行うものとする。</p>

旧	新
3 及び 4 (略)	3 及び 4 (略) 改正附則 この条例は、令和 3 年 1 月 25 日から施行する。

廃止する条例

舞鶴市老人福祉センター条例

昭和 55 年 3 月 29 日
条例第 8 号

(設置)

第 1 条 老人福祉の向上を図るため老人福祉センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 老人福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 文庫山学園

位置 舞鶴市字北吸小字糸 1049 番地の 1

(事業)

第 3 条 文庫山学園(以下「学園」という。)においては、次に掲げる事業を行う。

(1) 生活、健康相談並びに指導

(2) 教養講座、娯楽等

(3) その他市長が必要と認めるもの

(使用者)

第 4 条 学園を使用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 本市に居住する老人

(2) その他市長が認めるもの

(使用料)

第 5 条 使用料は、無料とする。

(その他)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和 55 年規則第 20 号で昭和 55 年 6 月 1 日から施行)